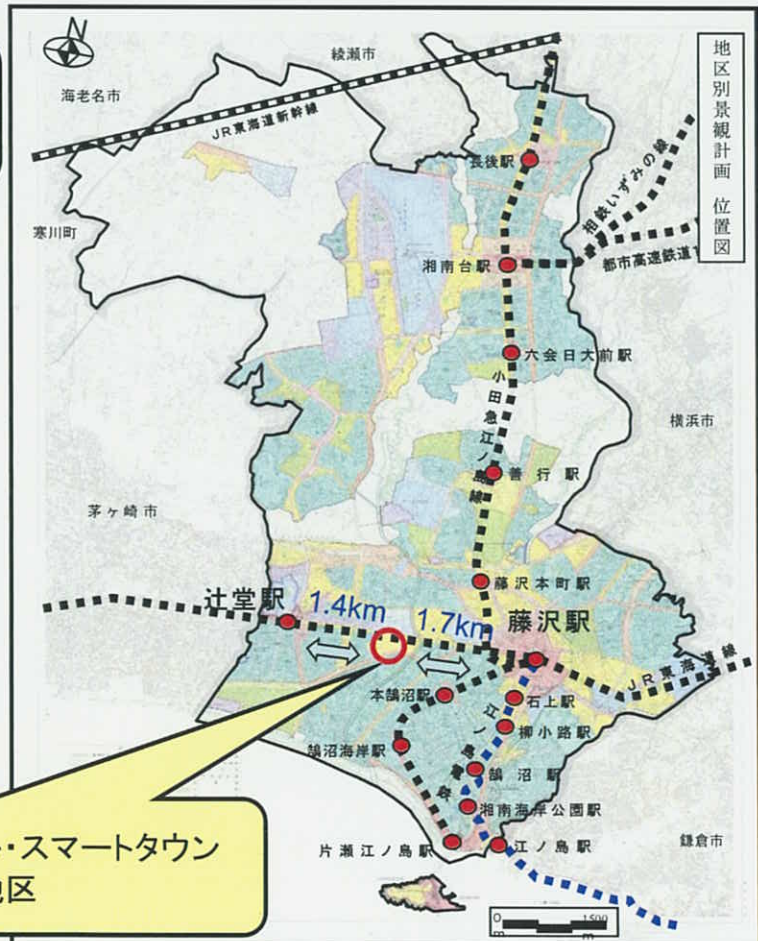


# 藤沢市景観計画の変更

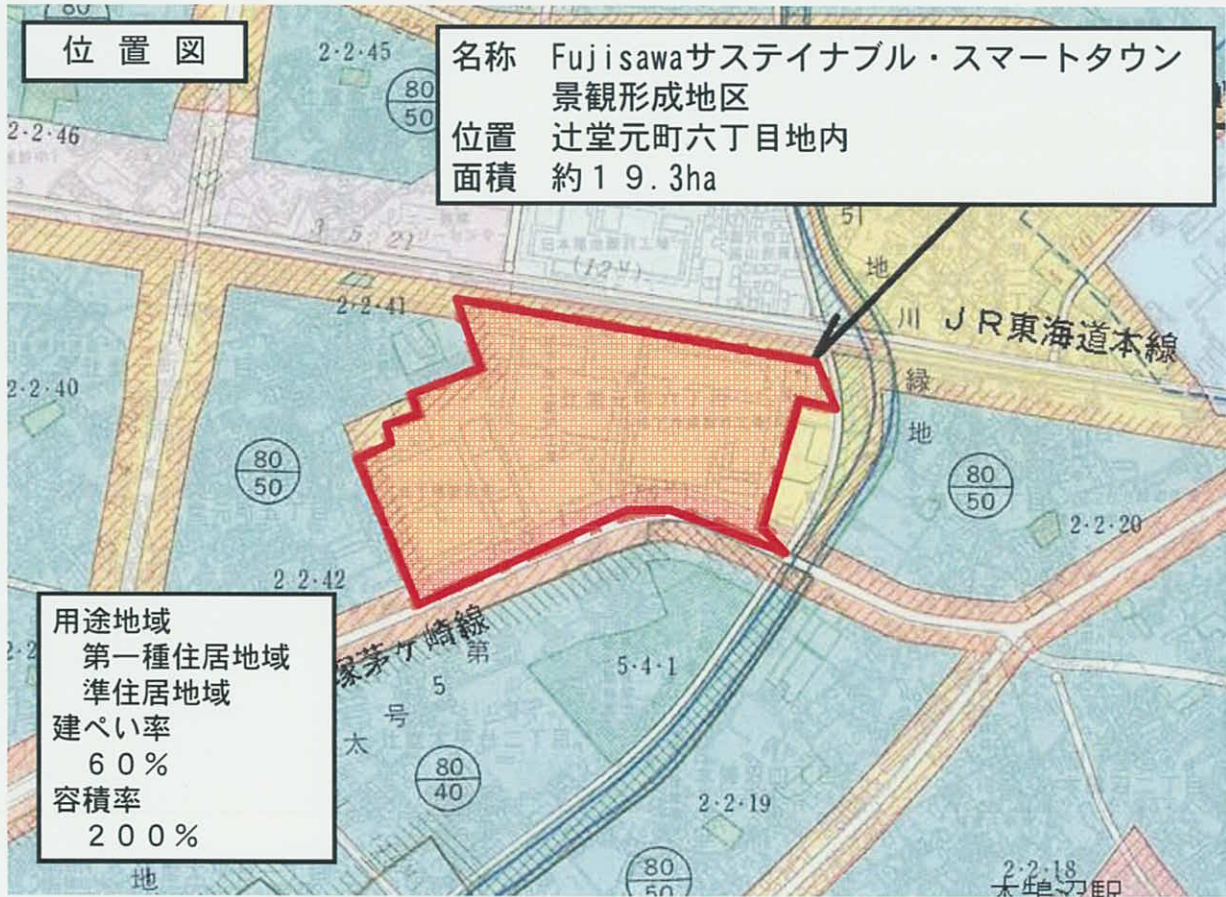
・Fujisawaサステイナブル・スマートタウン  
景観形成地区

1

地区別景観計画の策定  
Fujisawaサステイナブル・スマートタウン  
景観形成地区

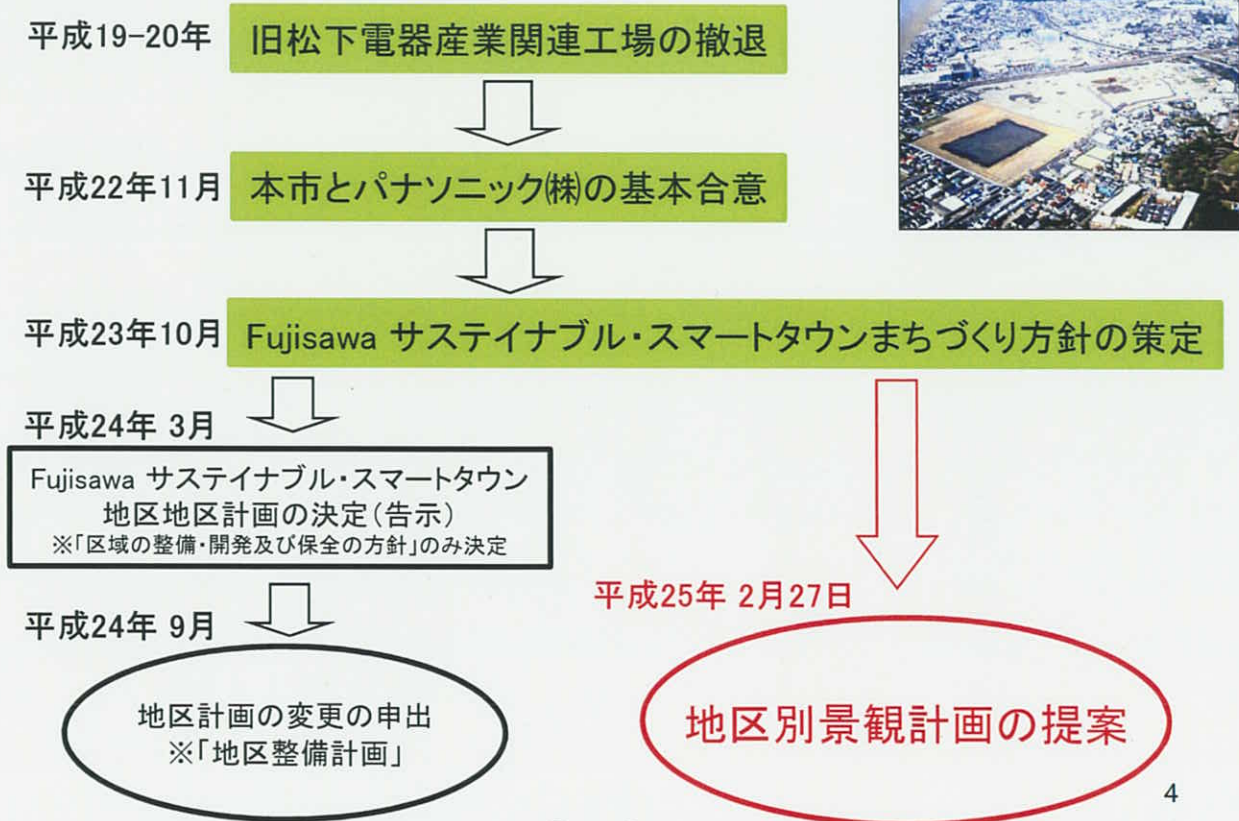


Fujisawaサステイナブル・スマートタウン  
景観形成地区



3

## これまでの経過



4



# 提案者及び土地所有者等の同意

## 1. 提案者

氏名 パナソニック株式会社 取締役社長 津賀 一宏  
住所 大阪府門真市大字門真1006番地

## 2. 土地所有者等の同意

権利者 パナソニック株式会社  
パナソニックエコシステムズ株式会社

提案された区域における権利者の同意率 100%

5

# 景観計画策定の手続き

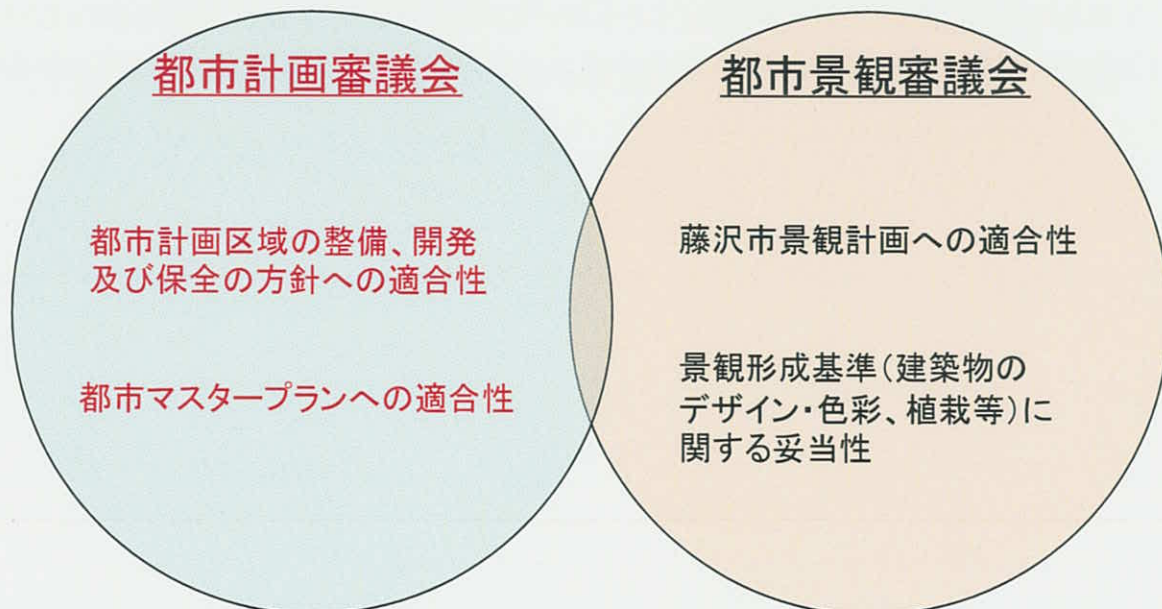
## 景観法第9条第1項第2号

景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）の意見を聴かなければならない。

6

# 都市計画審議会の審議事項

地区別景観計画の策定に関する各審議会の審議事項



7

## これまでの審議の経緯

- |             |                             |
|-------------|-----------------------------|
| 平成24年 7月19日 | 第40回都市景観審議会へ報告              |
| 平成24年10月23日 | 第41回都市景観審議会へ報告              |
| 平成25年 1月29日 | 第42回都市景観審議会へ報告              |
| 平成25年 2月27日 | 土地所有者等より<br>景観法第11条に基づく住民提案 |
| 平成25年 3月15日 | 第141回都市計画審議会へ諮問             |

8

# 本市の景観行政について

平成19年4月 景観計画策定

景観法 第8条に基づいた景観計画により、建築物の新築行為等に対して届出や勧告により、良好な景観の形成に努めています。

## 景観計画の構成

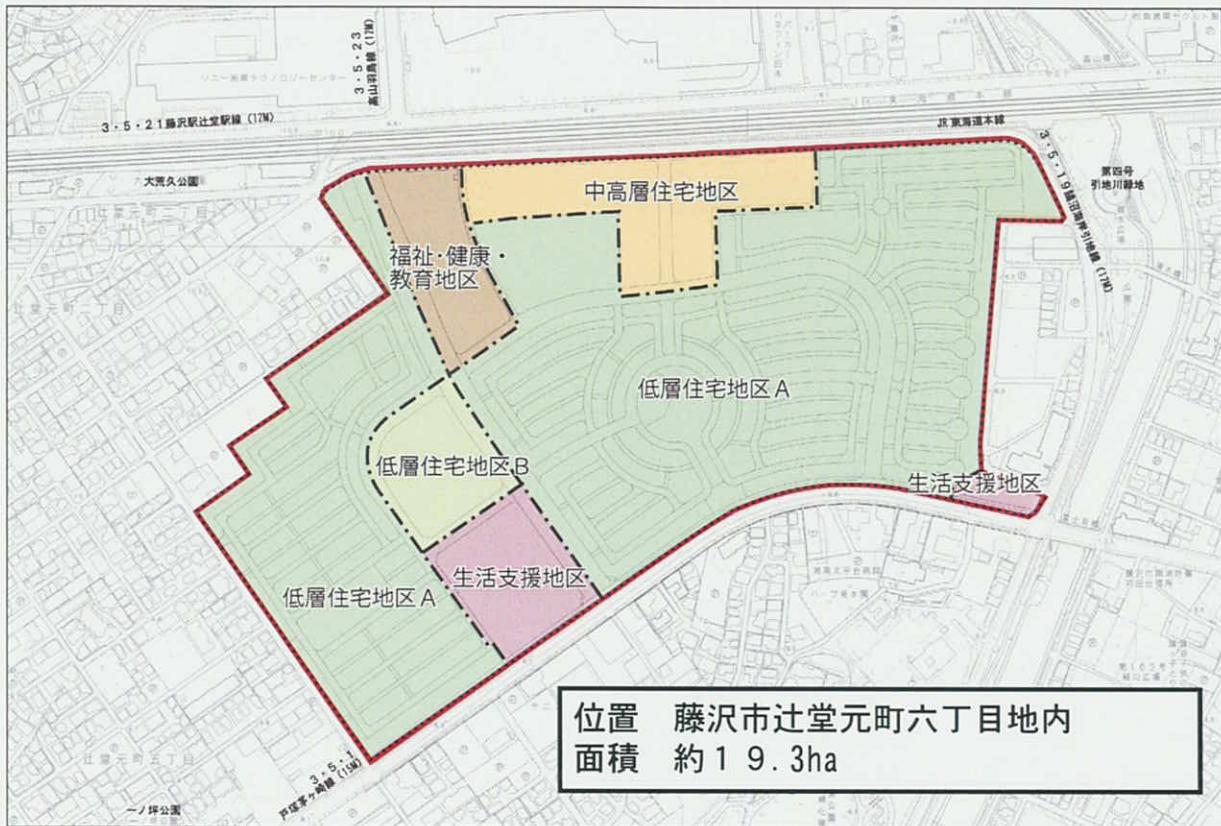
1. 基本理念 基本目標
2. 大規模建築物等誘導（市内全域を対象）  
一定の規模以上の建築物への届出制度
3. 地区別景観計画（景観地区・景観形成地区）
4. 景観資源の保全・活用
5. 景観重要公共施設の基本的考え方
6. 都市景観形成を進めるしくみ

9

Fujisawaサステイナブル・スマートタウン  
景観形成地区

10





Fujisawaサステイナブル・スマートタウン景観形成地区 区域図

## 景観形成の目標

サステイナブル・スマートタウンらしい、  
新しいまちの景観づくり

- 周辺環境を取り込んだ、時とともに成熟していくまち並み景観を創出する。
- 環境負荷低減に向けた設備機器がまち並みと融合し、特徴ある景観を創出する。

# 景観の骨格形成の方針

## サステイナブルな景観づくり

### 1 周辺環境を取り込んだ景観づくり

- ① 地区周辺に配慮した土地利用の形成
- ② 緑の軸、緑の回廊軸の創出
- ③ 風の道の創出
- ④ 緑の環境づくり周辺環境を取り込んだ、時とともに成熟していくまち並み景観を創出する。

### 2 時とともに成熟していくまち並み景観づくり

13

# 景観の骨格形成の方針

## スマートな景観づくり

### 1 環境負荷低減に向けた設備機器とまち並みが融合する景観づくり

### 2 まちの特徴となる景観づくり

- ① まちの出入口・交差点部でのゲート性、シンボル性の演出
- ② 集会所でのエネルギー・マネジメント等のシンボルとなる景観の創出
- ③ 戸塚茅ヶ崎沿道での環境負荷低減の象徴となる新しい景観の創出地区周辺に配慮した土地利用の形成

14